

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（並）</p> <p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費 <u>1,611単位</u></p> <p>ロ 継続サービス利用支援費 <u>1,310単位</u></p> <p>注1～5（略）</p> <p>6 相談支援専門員（指定基準第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（1）として、1月につき<u>705単位</u>を所定単位数から減算する。</p> <p>7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、</p>	<p>一・二（並）</p> <p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費 <u>1,606単位</u></p> <p>ロ 継続サービス利用支援費 <u>1,306単位</u></p> <p>注1～5（略）</p> <p>6 相談支援専門員（指定基準第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（1）として、1月につき<u>703単位</u>を所定単位数から減算する。</p> <p>7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、</p>

<p>要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに 対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援 又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支 援費重複減算(Ⅱ)として、1月につき1,007単位を所定単位数 から減算する。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定事業所加算 <u>300単位</u></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定特定相談支援事業所(指定基準第3条に規定 する指定特定相談支援事業所をいう。)は、1月につき所定単位 数を加算する。</p>	<p>要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに 対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援 又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支 援費重複減算(Ⅱ)として、1月につき1,004単位を所定単位数 から減算する。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p>
--	---